

2023年版「税務手帳」追録

(令和5年6月1日現在)

編集 日本税理士会連合会

東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館8階
郵便番号141-0032 電話03(5435)0931(代)

発行 株式会社 中央経済社

目 次

● 令和5年度税制改正	
① 法人税	2
② 所得税	17
③ 相続税・贈与税	27
④ 消費税その他	30
⑤ 納税環境整備	33
● 都道府県別健康保険料率	37

● 令和5年度税制改正

① 法人税

1. オープンイノベーション促進税制の見直し

- (1) 対象となる特定株式に、発行法人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式でその取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるものを加える。

(注1) 上記の特定株式に係る対象となる取得価額の上限は、200億円とする。

(注2) 上記の特定株式の要件は、次のとおり現行要件を見直した要件とするほか、現行の特定株式の要件と同様とする。

- ① 特定株式の保有見込期間要件における保有見込期間の下限及び特定事業活動に係る証明の要件のうち特定事業活動を継続する期間は、5年とする。
- ② 取得価額要件は、5億円以上とする。
- ③ 特別新事業開拓事業者を内国法人に限定する。
- ④ 令和5.4.1以後に特別新事業開拓事業者に出資をして本特例の適用を受けた後に取得するその特別新事業開拓事業者の株式は対象外とする。

(注3) 上記の特定株式に係る特別勘定の取崩し事由は、次のとおり現行の取崩し事由を見直した事由とするほか、現行の取崩し事由と同様とする。

- ① 特定株式の取得から5年を経過した場合には、特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する。ただし、その取得の日から5年以内に、いずれかの事業年度において、

売上高が1.7倍かつ33億円以上となったこと等の要件に該当することとなった場合は、この限りでない。

- ② 対象法人を合併法人とする合併により特定株式に係る特別新事業開拓事業者が解散した場合には、特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する。
- ③ 対象法人が特定株式に係る特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の過半数を有しないこととなった場合には、特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する。
- ④ 上記①ただし書の場合において、特定株式の取得の日から5年を経過した後に現行の取崩し事由（特定事業活動に係る継続証明がされなかったこととの事由及び特定株式を組合財産とする投資事業有限責任組合等の出資額割合の変更があったこととの事由を除く）に該当することとなったときは、その事由に応じた特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する。
- ⑤ 上記①ただし書の場合において、特定株式を組合財産とする投資事業有限責任組合等の出資額割合が減少したときは、その減少割合に応じた特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する。
- ⑥ 上記①ただし書の場合において、特定株式につき剰余金の配当を受けたときは、その受けた額の25%相当額の特別勘定の金額を取り崩して、益金算入する。

(注4) 上記の特定株式については、特定事業活動に係る継続証明の要件に、対象法人による株式の取得の時に特別新事業開拓事業者が営んでいた事業を引き続き営んでいること等の要件を加える。

- (2) 払込みにより取得した特定株式について、対象となる取得価額の上限を50億円（現行：100億円）に引き下げる。
- (3) 既にその総株主の議決権の過半数の株式を有している特

別新事業開拓事業者に対する出資を対象から除外するとともに、既に本特例の適用を受けてその総株主の議決権の過半数に満たない株式を有している特別新事業開拓事業者に対する出資についてその対象を総株主の議決権の過半数を有することとなる場合に限定する。

(4) その他所要の措置を講ずる。

2. 一般試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

(1) 税額控除率を次のとおり見直し、その下限を1%（現行：2%）に引き下げた上、その上限を14%（原則：10%）とする特例の適用期限を3年延長する。

① 増減試験研究費割合が12%超

$$11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$$

② 増減試験研究費割合が12%以下

$$11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25$$

(2) 令和5.4.1から令和8.3.31までの間に開始する各事業年度の控除税額の上限について、増減試験研究費割合が4%を超える部分1%当たり当期の法人税額の0.625%（5%を上限とする）を加算し、増減試験研究費割合がマイナス4%を下回る部分1%当たり当期の法人税額の0.625%（5%を上限とする）を減算する特例を設ける。

(注) 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、上記の特例と試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における控除税額の上限の上乗せ特例とのうち控除税額の上限が大きくなる方の特例を適用する。

(3) 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を3年延長する（次項において同じ）。

- (4) 基準年度比売上金額減少割合が2%以上等の場合における控除税額の上限の上乗せ特例は、適用期限の到来をもって廃止する（次項において同じ）。

3. 中小企業技術基盤強化税制の見直し

増減試験研究費割合が9.4%を超える場合の特例を増減試験研究費割合が12%を超える場合に次のとおりとする特例に見直した上、その適用期限を3年延長する。

- (1) 税額控除率（12%）に、増減試験研究費割合から12%を控除した割合に0.375を乗じて計算した割合を加算する。
- (2) 控除税額の上限に当期の法人税額の10%を上乗せする。
- （注） 税額控除率は、17%を上限とする（現行と同じ）。

4. 特別試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

- (1) 関係法令の改正を前提に、対象となる特別試験研究費の額に、特別新事業開拓事業者との共同研究及び特別新事業開拓事業者への委託研究に係る試験研究費の額を加え、その税額控除率を25%とする。

（注1） 上記の「特別新事業開拓事業者」とは、産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち同法の特定事業活動に資する事業を行う会社（既に事業を開始しているもので、一定の投資事業有限責任組合を通じて又は国立研究開発法人から出資を受けていること、設立後15年未満で研究開発費の額の売上高の額に対する割合が10%以上であること等の要件に該当するものに限る）で、その経営資源が、その特定事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであることその他の基準を満たすことにつき経済産業大臣の証明があるものを

いう。

(注2) 共同研究及び委託研究の範囲は、現行の研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究と同様とする。

(2) 対象となる特別試験研究費の額に次の要件の全てを満たす試験研究に係る②イの額を加え、その税額控除率を20%とする。

① その法人の役員又は使用人である次の者（以下「新規高度研究業務従事者」という）に対して人件費を支出して行う試験研究であること。

イ 博士の学位を授与された者で、その授与された日から5年を経過していないもの

ロ 他の者（その法人との間に一定の資本関係がある者を除く）の役員又は使用人として10年以上専ら研究業務に従事していた者で、その法人（その法人との間に一定の資本関係がある者を含む）の役員又は使用人となった日から5年を経過していないもの

② イの額がロの額のうちに占める割合（以下「新規高度人件費割合」という）を前期の新規高度人件費割合で除して計算した割合が1.03以上である法人が行う試験研究（工業化研究を除く）であること。

イ 試験研究費の額（工業化研究に係る試験研究費の額を除く）のうち新規高度研究業務従事者に対する人件費の額

ロ 試験研究費の額のうちその法人の役員又は使用人である者に対する人件費の額

③ 次のいずれかに該当する試験研究であること。

イ その内容に関する提案が広く一般に又はその法人の使用人に募集されたこと

ロ その内容がその試験研究に従事する新規高度研究業務従事者から提案されたものであること

ハ その試験研究に従事する者が広く一般に又はその法人の役員若しくは使用人に募集され、その試験研究に従事する新規高度研究業務従事者とその募集に応じた者であること

- (3) 対象となる特別試験研究費の範囲から、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る試験研究費を除外する。
- (4) 特別試験研究費の対象となる特別研究機関等との共同研究及び特別研究機関等への委託研究について、特別研究機関等の範囲に福島国際研究教育機構を加える。

5. その他の研究開発税制の見直し

- (1) 試験研究費のうち対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する一定の費用について、既に有する大量の情報を用いる場合についても対象とする。
- (2) 試験研究費の範囲から、性能向上を目的としないことが明らかな開発業務の一部として考案されるデザインに基づき行う設計及び試作に要する費用を除外する。
- (3) 分割等があった場合の調整計算の特例の適用を受けるための手続の見直しその他の所要の措置を講ずる。

6. 寄附金制度

法人が大学、高等専門学校又は一定の専門学校を設置する学校法人又は準学校法人の設立を目的とする法人（以下「学校法人設立準備法人」という）に対して支出する寄附金のうち一定のもので、その学校法人設立準備法人から財務大臣に対して届出があった日から令和10.3.31までの間に支出され

るものを、指定寄附金とする。

7. 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長
適用期限を2年延長する。

8. 中小企業投資促進税制の見直し

次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

- (1) 対象資産から、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外する。
- (2) 対象資産について、総トン数500トン以上の船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する設備の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定する。

9. 中小企業経営強化税制の見直し

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）について、関係法令の改正を前提に特定経営力向上設備等の対象からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外した上、その適用期限を2年延長する。

10. 認定株式分配に係る課税の特例の創設

令和5.4.1から令和6.3.31までの間に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものは、株式分配に該当することとし、その現物分配のうち次の要件に該当するものは、適格株式分配に該当することとする。

- (1) その法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみを交付するもの。
- (2) その現物分配の直後にその法人が有する完全子法人の株式の数が発行済株式の総数の20%未満となること。
- (3) 完全子法人の従業者のおおむね90%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること。
- (4) 適格株式分配と同様の非支配要件、主要事業継続要件及び特定役員継続要件を満たすこと。
- (5) その認定に係る関係事業者又は外国関係法人の特定役員に対して新株予約権が付与され、又は付与される見込みがあること等の要件を満たすこと。

11. デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の見直し

次のとおり主務大臣の確認要件の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

- (1) 生産性の向上又は新需要の開拓に関する要件を、売上高が10%以上増加することが見込まれることとの要件に見直す。
- (2) 取組類型に関する要件を、対象事業の海外売上高比率が一定割合以上となることと見込まれることとの要件に見直す。

(注) 令和5.4.1前に認定の申請をした事業適応計画に従って同日以後に取得等をする資産については、本制度を適用しないこととする

12. 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の見直し

次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。

- (1) 既成市街地等の内から外への買換えを適用対象から除外

する。

- (2) 航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、譲渡資産から令和2.4.1前に特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の航空機騒音障害防止特別地区又は公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の第二種区域となった区域内にある資産を除外する。
- (3) 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、東京都の特別区の区域から地域再生法の集中地域以外の地域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合を90%（現行：80%）に引き上げ、同法の集中地域以外の地域から東京都の特別区の区域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合を60%（現行：70%）に引き下げる。
- (4) 一定の船齢の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えについて、次の見直しを行う。
 - ① 外航船舶について、次の見直しを行う。
 - イ 譲渡資産に係る船齢要件を20年未満（現行：25年未満）に引き下げる。
 - ロ 買換資産に係る環境への負荷の低減に係る要件について、建造の後事業の用に供されたことのない国際総トン数1万トン以上の船舶にあっては特定船舶の特別償却制度における事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に係る要件と同様とする等の見直しを行う。
 - ② 内航船舶について、次の見直しを行う。
 - イ 譲渡資産に係る船齢要件を23年未満（現行：25年未満）に引き下げる。
 - ロ 買換資産に係る環境への負荷の低減に係る要件を見直す。

- ③ 港湾の作業船について、譲渡資産に係る船齢要件を30年未満（現行：35年未満）に引き下げた上、譲渡資産から平成23.1.1以後に建造された船舶を除外する。
- ④ 譲渡資産及び買換資産が同一の用途である場合に限定する。
- (5) 先行取得の場合、特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例及び特定の資産を交換した場合の課税の特例を除き、譲渡資産を譲渡した日又は買換資産を取得した日のいずれか早い日の属する3月期間の末日の翌日以後2月以内に本特例の適用を受ける旨、適用を受けようとする措置の別、取得予定資産又は譲渡予定資産の種類等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に届け出ることを適用要件に加える。

(注) 上記の「3月期間」とは、その事業年度をその開始の日以後3月ごとに区分した各期間をいう。

- (6) 先行取得の場合の届出書について、その記載事項を上記(5)と同様とする見直しを行う。
- (7) その他所要の措置を講ずる。

(注) 上記(5)及び(6)の改正は、令和6.4.1以後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする場合の届出について適用する。

13. 企業再生に関する税制

- (1) 事業再構築のための私的整理法制が整備されることを前提に、欠損金の繰越控除制度について、控除限度額がその繰越控除前の所得の金額となる事実により事業再構築のための計画が成立したことを加える。
- (2) 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金制度について、企業再生税制の適用対象である再生計画認可の決定があったこ

とに準ずる事実が本制度の対象となる事由であることを明確化する。

- (3) 再生計画認可の決定があったことに準ずる事実が生じた場合で資産の評価損益の計上を行わないときは、民事再生等一定の事実による債務免除等があった場合に青色欠損金等の控除後に繰越欠損金を損金算入できる制度の適用があることを明確化する。

14. 暗号資産の評価方法等の見直し

- (1) 法人が事業年度末において有する暗号資産のうち時価評価により評価損益を計上するものの範囲から、次の要件に該当する暗号資産を除外する。
- ① 自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているものであること。
 - ② その暗号資産の発行の時から継続して次のいずれかにより譲渡制限が行われているものであること。
 - イ 他の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること。
 - ロ 一定の要件を満たす信託の信託財産としていること。
- (2) 自己が発行した暗号資産について、その取得価額を発行に要した費用の額とする。
- (3) 法人が暗号資産交換業者以外の者から借り入れた暗号資産の譲渡をした場合において、その譲渡をした日の属する事業年度終了の時までにその暗号資産と種類を同じくする暗号資産の買戻しをしていないときは、その時においてその買戻しをしたものとみなして計算した損益相当額を計上する。

15. グローバル・ミニマム課税への対応

(1) 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税(国税)の創設

① 納税義務者

内国法人は、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を納める義務がある。ただし、公共法人については、その義務がない。

② 課税の範囲

特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対して、各対象会計年度の国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課する。

(注) 上記の「特定多国籍企業グループ等」とは、企業グループ等（一定の多国籍企業グループ等に該当するものに限る）のうち、各対象会計年度の直前の4対象会計年度のうち2以上の対象会計年度の総収入金額が7億5,000万ユーロ相当額以上であるものをいう。

③ 税額の計算

各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額は、各対象会計年度の国際最低課税額（課税標準）に100分の90.7の税率を乗じて計算した金額とする。

④ 申告及び納付等

イ 特定多国籍企業グループ等に属する内国法人の各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の申告及び納付は、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内に行うものとする。ただし、当該対象会計年度の国際最低課税額（課税標準）がない場合は、当該申告を要しない。

ロ 電子申告の特例等については、各事業年度の所得に

対する法人税と同様とし、その他所要の措置を講ずる。

⑤ その他

質問検査、罰則等については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とし、その他所要の措置を講ずる。

(2) 特定基準法人税額に対する地方法人税（国税）の創設

① 課税の対象

特定多国籍企業グループ等に属する内国法人の各課税対象会計年度の特定基準法人税額には、特定基準法人税額に対する地方法人税を課する。

② 税額の計算

イ 特定基準法人税額に対する地方法人税の額は、各課税対象会計年度の特定基準法人税額（課税標準）に907分の93の税率を乗じて計算した金額とする。

ロ 特定基準法人税額は、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額とする。ただし、附帯税の額を除く。

③ 申告及び納付等

イ 特定基準法人税額に対する地方法人税の申告及び納付は、各課税対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内に行うものとする。

ロ 電子申告の特例等については、基準法人税額に対する地方法人税と同様とし、その他所要の措置を講ずる。

④ その他

質問検査、罰則等については、基準法人税額に対する地方法人税と同様とし、その他所要の措置を講ずる。

(3) 情報申告制度の創設

① 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人は、特定多国籍企業グループ等に属する構成会

社等の名称、当該構成会社等の所在地国ごとの国別実効税率、当該特定多国籍企業グループ等のグループ国際最低課税額その他必要な事項等（特定多国籍企業グループ等報告事項等）を、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内に、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により、納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。

② 特定多国籍企業グループ等報告事項等の不提供及び虚偽報告に対する罰則を設ける。

(4) 上記の改正に伴い、所要の措置を講ずる。

(5) 適用関係

① 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税は、内国法人の令和6.4.1以後に開始する対象会計年度から適用する。

② 特定基準法人税額に対する地方法人税は、内国法人の令和6.4.1以後に開始する課税対象会計年度から適用する。

③ 上記(3)及び(4)の改正は、内国法人の令和6.4.1以後に開始する対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について適用する。

16. 外国子会社合算税制等の見直し

内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（いわゆる「外国子会社合算税制」）等について、次の見直しを行う。

(1) 特定外国関係会社の各事業年度の租税負担割合が27%以上（現行：30%以上）である場合には、会社単位の合算課税の適用を免除する。

(2) 申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類の範囲から次に掲げる部分対象外国関係会社に関する

る書類を除外するとともに、その書類を保存するものとする。

- ① 部分適用対象金額がない部分対象外国関係会社
 - ② 部分適用対象金額が2,000万円以下であること等の要件を満たすことにより本制度が適用されない部分対象外国関係会社
- (3) 申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類（外国関係会社の株式等を直接又は間接に有する者（株主等）に関する事項を記載するものに限る）の記載事項について、その書類に代えてその外国関係会社と株主等との関係を系統的に示した図にその記載事項の全部又は一部を記載することができることとする。
 - (4) 上記の見直しのほか、内国法人に係る外国子会社合算税制について所要の措置を講ずる。
 - (5) 居住者に係る外国子会社合算税制、特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例等の関連制度につき、上記の見直しを踏まえた所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、内国法人の令和6.4.1以後に開始する事業年度について適用する。

② 所得税

1. 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、次の措置が講じられた。

- (1) 非課税累積投資契約に係る非課税措置の勘定設定期間を令和5.12.31までとする。
- (2) 特定非課税累積投資契約に係る非課税措置について、次の措置に改組する。
 - ① 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日以後に支払を受けるべき当該特定累積投資勘定に係る公社債投資信託以外の証券投資信託（その受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものに限る。以下「公募等株式投資信託」という）の配当等（当該金融商品取引業者等がその配当等の支払の取扱者であるものに限る）については所得税を課さない。
 - ② 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日以後にその特定累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権の特定非課税累積投資契約に基づく譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については所得税を課さない。また、当該公募等株式投資信託の受益権の譲渡等による損失金額は、所得税に関する法令の適用上、ないものとみなす。
 - ③ 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定非課税管理勘定を設けた日以後に支払

を受けるべきその特定非課税管理勘定に係る上場株式等の配当等（金融商品取引業者等がその配当等の支払の取扱者であるものに限る）については所得税を課さない。

- ④ 居住者等が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に特定非課税管理勘定を設けた日以後にその特定非課税管理勘定に係る上場株式等の特定非課税累積投資契約に基づく譲渡等をした場合には、その譲渡等による譲渡所得等については所得税を課さない。また、当該上場株式等の譲渡等による損失金額は、所得税に関する法令の規定の適用上、ないものとみなす。
- ⑤ 特定非課税累積投資契約とは、上記①から④までの非課税の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替口座簿への記載等に係る契約で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいう。

イ 上場株式等の振替口座簿への記載等は、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において行うこと

ロ 当該特定累積投資勘定には、現行の累積投資勘定に受け入れることができる公募等株式投資信託の受益権であって一定のもの（以下「特定累積投資上場株式等」という）のうち、次に掲げる特定累積投資上場株式等（下記イ)にあつては、累積投資契約により取得したものに限り）のみを受け入れること

イ) その居住者等の非課税口座に特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した特定累積投資上場株式等で、当該期間内の取得対価の額の合計額が120万円を超えないもの（特定累積投資上場株式等を当該非課税口

座に受け入れた場合に、当該合計額、同年において当該非課税口座に受け入れている特定非課税管理勘定に係る上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう）の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株式等を除く）

(ロ) その他一定の特定累積投資上場株式等

ハ 当該特定非課税管理勘定には、次に掲げる上場株式等のみを受け入れること

(イ) その居住者等の非課税口座に特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間内に当該金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した上場株式等で、当該期間内の取得対価の額の合計額が240万円を超えないもの（上場株式等を当該非課税口座に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く）

a 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう）の合計額が1,200万円を超える場合

b 当該期間内に取得対価の額の合計額、同年において当該非課税口座に受け入れている特定累積投資勘定に係る特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合

(ロ) その他一定の上場株式等

- ⑥ 特定累積投資勘定とは、特定非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載等がされる特定累積投資上場株式等の振替口座簿への記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 当該特定累積投資勘定は、令和6年以後の各年においてのみ設けられること

ロ 当該特定累積投資勘定は、非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合等を除き、その勘定設定期間内の各年の1月1日において設けられること

- ⑦ 特定非課税管理勘定とは、特定非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載等がされる上場株式等の振替口座簿への記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、特定累積投資勘定と同時に設けられるものをいう。

- ⑧ 居住者等が令和5.12.31において金融商品取引業者等の営業所に開設している非課税口座に令和5年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定を設定している場合には、その居住者等（同日に非課税口座廃止届出書を提出した者等一定の者を除く）は令和6.1.1に当該金融商品取引業者等と特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、本措置を適用する。

2. 特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等

適用対象となる新株予約権に係る契約の要件のうち当該新株予約権の行使はその付与決議の日後10年を経過する日までの間に行うこととの要件を、一定の株式会社が付与する新株予約権については、当該新株予約権の行使はその付与決議

の日後15年を経過する日までに行うこととするほか、所要の措置が講じられた。

(注) 「一定の株式会社」とは、設立の日以後の期間が5年未満の株式会社で、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社であることその他の要件を満たすものをいう。

3. 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例

次の見直しを行った上、適用期限が3年延長された。

- (1) 適用対象から特定の民間再開発事業の用に供するための土地等の譲渡を除外する。
- (2) 開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡に係る開発許可について、次に掲げる区域内において行われる開発行為に係るものに限定する。
 - ① 市街化区域
 - ② 市街化調整区域
 - ③ 区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域（用途地域が定められている区域に限る）

4. 居住用財産の譲渡所得の特別控除

空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例について、次の措置を講じた上、適用期限が4年延長された。

- (1) 本特例の対象となる相続人が相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋（当該相続の時からその譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていなかったことがないものに限る）の一定の譲渡又は当該被相続人居住用家屋とともにする当該相続若しくは遺贈により取得

をした被相続人居住用家屋の敷地等（当該相続の時からその譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないものに限る）の一定の譲渡をした場合において、当該被相続人居住用家屋が当該譲渡の時から当該譲渡の日の属する年の翌年2月15日までの間に次に掲げる場合に該当することとなったときは、本特例を適用することができることとする。

- ① 耐震基準に適合することとなった場合
 - ② その全部の取壊し若しくは除去がされ、又はその全部が滅失した場合
- (2) 相続又は遺贈による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等を取得した相続人の数が3人以上である場合における特別控除額を2,000万円とする。

(注) 令和6.1.1以後に行う被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の譲渡について適用。

5. 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除

次の措置を講じた上、適用期限が3年延長された。

- (1) 適用対象となる低未利用地等の譲渡後の利用要件に係る用途から、いわゆるコインパーキングを除外する。
- (2) 次に掲げる区域内にある低未利用地等を譲渡する場合における低未利用地等の譲渡対価に係る要件を800万円以下（現行：500万円以下）に引き上げる。
 - ① 市街化区域又は区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域（用途地域が定められている区域に限る）
 - ② 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する所有者不明土地対策計画を作成した市町村の

区域

(注) 令和5.1.1以後に行う低未利用地等の譲渡について適用。

6. 特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例

次の見直しを行った上、適用期限が3年延長された。

- (1) 既成市街地等の内から外への買換えを適用対象から除外する。
- (2) 航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、譲渡資産から令和2.4.1前に特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法の航空機騒音障害防止特別地区又は公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の第二種区域となった区域内にある資産を除外する。
- (3) 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、東京都の特別区の区域から地域再生法の集中地域以外の地域への事業所等の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合を90%（現行：80%）に引き上げ、同法の集中地域以外の地域から東京都の特別区の区域への事業所等の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合を60%（現行：70%）に引き下げる。
- (4) 一定の船舶の日本船舶から環境への負荷の低減に資する一定の日本船舶への買換えについて、次の見直しを行う。
 - ① 外航船舶について、次の見直しを行う。
 - イ 譲渡資産に係る船齢要件を20年未満（現行：25年未満）に引き下げる。
 - ロ 買換資産に係る環境への負荷の低減に係る要件について、建造の後事業の用に供されたことのない国際総トン数1万トン以上の船舶にあっては特定船舶の特別

償却制度における事業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に係る要件と同様とする等の見直しを行う。

② 内航船舶について、次の見直しを行う。

イ 譲渡資産に係る船齢要件を23年未満（現行：25年未満）に引下げる。

ロ 買換資産に係る環境への負荷の低減に係る要件を見直す。

③ 港湾の作業船について、譲渡資産に係る船齢要件を30年未満（現行：35年未満）に引き下げた上、譲渡資産から平成23.1.1以後に建造された船舶を除外する。

④ 譲渡資産及び買換資産が同一の用途である場合に限定する。

7. 特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額の控除等

- (1) 令和5.4.1以後に、その設立した日の属する年12月31日において中小企業等経営強化法に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社でその設立の日以後の期間が1年未満であることその他の一定の要件を満たすものによりその設立の際に発行される株式（以下「設立特定株式」という）を払込みにより取得をした居住者等（当該株式会社の発起人であることその他の一定の要件を満たすものに限る）は、その年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額からその設立特定株式の取得に要した金額の合計額（当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計額を限度）を控除する特例を創設し、特定中小企業が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定新規中小企業が発行した株式を取得した場合の課税の特例と

選択して適用できることとされた。この場合において、その取得をした設立特定株式の取得価額は、当該控除した金額のうち20億円を超える部分の金額をその取得に要した金額から控除した金額とされた。

- (2) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の適用対象となる株式の範囲に、設立特定株式が加えられた。

8. 株式等を対価とする株式の譲渡に係る譲渡所得等の課税の特例

適用対象から株式交付後に株式交付親会社が同族会社（非同族の同族会社を除く）に該当する場合は除外された。

(注) 令和5.10.1以後に行われる株式交付について適用。

9. 特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例

事業所得者等の有する棚卸資産や事業用資産等につき特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失（以下「特定被災事業用資産の損失」という）について、次に掲げるものの繰越期間が5年（現行：3年）に延長された。

- (1) 青色申告者でその有する事業用資産等（土地等を除く）のうちに特定被災事業用資産の損失額の占める割合が10%以上であるものは、被災事業用資産の損失による純損失を含むその年分の純損失の総額
- (2) 青色申告者以外の者でその有する事業用資産等（土地等を除く）のうちに特定被災事業用資産の損失額の占める割合が10%以上であるものは、その年に発生した被災事業用資産の損失による純損失と変動所得に係る純損失との合計額
- (3) 上記(1)及び(2)以外の者は、特定被災事業用資産の損失に

よる純損失の金額

10. 特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例

個人の有する住宅や家財等につき特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失について、雑損控除を適用してその年分の総所得金額等から控除しても控除しきれない損失額についての繰越期間が5年（現行：3年）に延長された。

11. 非居住者のカジノ行為の勝金に係る一時所得の非課税

一定の非居住者の令和9.1.1から令和13.12.31までの間のカジノ所得については、所得税を課さないこととされた。

12. 特定の基準所得金額の課税の特例

その年分の基準所得金額から3億3,000万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額がその年分の基準所得税額を超える場合には、その超える金額に相当する所得税を課することとされた。

(注) 令和7年分以後の所得税について適用。

③ 相続税・贈与税

1. 相続時精算課税制度の見直し

- (1) 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとし、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされる当該特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、上記の控除をした後の残額とする。

(注) 上記の改正は、令和6.1.1以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用する。

- (2) 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の土地又は建物が当該贈与の日から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に災害によって一定の被害を受けた場合には、当該相続税の課税価格への加算等の基礎となる当該土地又は建物の価額は、当該贈与の時における価額から当該価額のうち当該災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とする。

(注) 上記の改正は、令和6.1.1以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用する。

2. 相続開始前に贈与があった場合の相続税の課税価格への加算期間等の見直し

相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続の開始前7年以内（現行：3年以内）に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、当該贈与により取得した財産の価額（当該相続の開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、当該財産の価

額の合計額から100万円を控除した残額)を相続税の課税価格に加算する。

(注) 上記の改正は、令和6.1.1以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用する。

3. 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し

次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する。

- (1) 信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満である場合等であっても、その死亡の日における非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額を、当該受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなす。

(注) 上記の改正は、令和5.4.1以後に取得する信託受益権等に係る相続税について適用する。

- (2) 受贈者が30歳に達した場合等において、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとする。

(注) 上記の改正は、令和5.4.1以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用する。

- (3) 本措置の対象となる教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等を加える。

(注) 上記の改正は、令和5.4.1以後に支払われる教育資金について適用する。

4. 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し

受贈者が50歳に達した場合等において、非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとした上、その適用期限を2年延長する。

(注) 上記の改正は、令和5.4.1以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用する。

4 消費税その他

1. 適格請求書等保存方式に係る見直し

(1) 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

- ① 適格請求書発行事業者の令和5.10.1から令和8.9.30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができることとする。

(注1) 上記の措置は、課税期間の特例の適用を受ける課税期間及び令和5.10.1前から課税事業者選択届出書の提出により引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間については、適用しない。

(注2) 課税事業者選択届出書を提出したことにより令和5.10.1の属する課税期間から事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる適格請求書発行事業者が、当該課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出したときは、当該課税期間からその課税事業者選択届出書は効力を失うこととする。

- ② 適格請求書発行事業者が上記①の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。
- ③ 上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度

の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を認めることとする。

④ その他所要の措置を講ずる。

(2) 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5.10.1から令和11.9.30までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める経過措置を講ずる。

(3) 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除する。

(注) 上記の改正は、令和5.10.1以後の課税資産の譲渡等につき行う売上げに係る対価の返還等について適用する。

(4) 適格請求書発行事業者登録制度について、次の見直しを行う。

① 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、当該課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：当該課税期間の初日の前日から起算して1月前の日）までに登録申請書を提出しなければならないこととする。この場合において、当該課税期間の初日後に登録がされたときは、同日に登録を受けたものとみなす。

② 適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める届出書を提出し、その提出があった課税期間の翌課税期間の初日から登録を取り消そうとする場合には、当該翌課税期

間の初日から起算して15日前の日（現行：その提出があった課税期間の末日から起算して30日前の日の前日）までに届出書を提出しなければならないこととする。

- ③ 適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用により、令和5.10.1後に適格請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載するものとする。この場合において、当該登録希望日後に登録がされたときは、当該登録希望日に登録を受けたものとみなす。

(注) 上記の改正の趣旨等を踏まえ、令和5.10.1から適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者が、その申請期限後に提出する登録申請書に記載する困難な事情については、運用上、記載がなくとも改めて求めないものとする。

5 納税環境整備

1. 電子帳簿等保存制度の見直し

- (1) 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度について、一定の国税関係帳簿に係る電磁的記録の保存等が、国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件等を満たしている場合におけるその国税関係帳簿(以下「優良な電子帳簿」という)に係る過少申告加算税の軽減措置の対象となる申告所得税及び法人税に係る優良な電子帳簿の範囲を次のとおりとする。

- ① 仕訳帳
- ② 総勘定元帳
- ③ 手形上及び売掛金・買掛金その他債権債務に関する事項、有価証券等の資産に関する事項並びに売上・仕入その他経費又は費用に関する事項の記載に係る上記①及び②以外の帳簿

(注) 令和6.1.1以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

- (2) 国税関係書類に係るスキャナ保存制度について、次の見直しを行う。

- ① 解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件を廃止する。
- ② 入力者等に関する情報の確認要件を廃止する。
- ③ 相互関連性要件について、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこととされる書類を、契約書・領収書等の重要書類に限定する。

(注) 令和6.1.1以後に保存が行われる国税関係書類について適用する。

- (3) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度につい

て、次の見直しを行う。

① 保存要件について、次の措置を講ずる。

イ 保存義務者が国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には検索要件の全てを不要とする措置について、対象者の範囲を見直す。

ロ 電磁的記録の保存を行う者等に関する情報の確認要件を廃止する。

② 電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかつたことについて相当の理由がある保存義務者に対する猶予措置として、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかつたことについて相当の理由があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録のダウンロードの求め及び当該電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする。

③ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置は、適用期限の到来をもって廃止する。

(注) 上記の改正は、令和6.1.1以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について適用する。

2. 加算税制度の見直し

(1) 無申告加算税の割合（現行：15%（納付すべき税額が50

万円を超える部分は20%)) について、納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合を30%に引き上げる。

(注1) 調査通知以後に、かつ、その調査があることにより更正又は決定があるべきことを予知((2)において「更正予知」という)する前にされた期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税の割合(現行:10%(納付すべき税額が50万円を超える部分は15%))については、上記の納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合を25%とする。

(注2) 上記の納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合について、納付すべき税額が300万円を超えることにつき納税者の責めに帰すべき事由がない場合の適用に関する所要の措置を講ずる。

- (2) 過去に無申告加算税又は重加算税が課されたことがある場合に無申告加算税又は重加算税の割合を10%加重する措置の対象に、期限後申告若しくは修正申告(調査通知前に、かつ、更正予知する前にされたものを除く)又は更正若しくは決定(以下「期限後申告等」という)があった場合において、その期限後申告等に係る国税の前年度及び前々年度の当該国税の属する税目について、無申告加算税(期限後申告又は修正申告が、調査通知前に、かつ、更正予知する前にされたものであるときに課されたものを除く)若しくは無申告加算税に代えて課される重加算税((2)において「無申告加算税等」という)を課されたことがあるとき、又はその無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるときに、その期限後申告等に基づき課する無申告加算税等を加える。

(注1) 過少申告加算税、源泉徴収等による国税に係る不納付加算税及び重加算税(無申告加算税に代えて課さ

れるものを除く)については、上記の見直しの対象としない。

(注2) 上記の改正は、令和6.1.1以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

都道府県別健康保険料率（全国健康保険協会）

（令和5年3月分～）

（単位：％）

都道府県名	健康保険料率		都道府県名	健康保険料率	
	介護保険第2号被保険者に該当しない方	介護保険第2号被保険者に該当する方		介護保険第2号被保険者に該当しない方	介護保険第2号被保険者に該当する方
北海道	10.29%	12.11%	滋賀県	9.73%	11.55%
青森県	9.79%	11.61%	京都府	10.09%	11.91%
岩手県	9.77%	11.59%	大阪府	10.29%	12.11%
宮城県	10.05%	11.87%	兵庫県	10.17%	11.99%
秋田県	9.86%	11.68%	奈良県	10.14%	11.96%
山形県	9.98%	11.80%	和歌山県	9.94%	11.76%
福島県	9.53%	11.35%	鳥取県	9.82%	11.64%
茨城県	9.73%	11.55%	鳥根県	10.26%	12.08%
栃木県	9.96%	11.78%	岡山県	10.07%	11.89%
群馬県	9.76%	11.58%	広島県	9.92%	11.74%
埼玉県	9.82%	11.64%	山口県	9.96%	11.78%
千葉県	9.87%	11.69%	徳島県	10.25%	12.07%
東京都	10.00%	11.82%	香川県	10.23%	12.05%
神奈川県	10.02%	11.84%	愛媛県	10.01%	11.83%
新潟県	9.33%	11.15%	高知県	10.10%	11.92%
富山県	9.57%	11.39%	福岡県	10.36%	12.18%
石川県	9.66%	11.48%	佐賀県	10.51%	12.33%
福井県	9.91%	11.73%	長崎県	10.21%	12.03%
山梨県	9.67%	11.49%	熊本県	10.32%	12.14%
長野県	9.49%	11.31%	大分県	10.20%	12.02%
岐阜県	9.80%	11.62%	宮崎県	9.76%	11.58%
静岡県	9.75%	11.57%	鹿児島県	10.26%	12.08%
愛知県	10.01%	11.83%	沖縄県	9.89%	11.71%
三重県	9.81%	11.63%			

- * 1. 40歳以上65歳未満の方（介護保険第2号被保険者に該当する方）は全国一律の介護保険料（1.82％）が加わります。上記表の右欄になります。
- * 2. 各都道府県の保険料額表は、全国健康保険協会（協会けんぽ）のホームページ（<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>）に掲載されています。
- * 3. 健康保険組合に加入する方の健康保険料については、加入する健康保険組合にお問い合わせ下さい。

